

最高速度違反による交通事故対策検討会の開催について

平成 20 年 12 月 17 日
交通対策本部長決定
平成 21 年 4 月 22 日改正

1 趣旨

最高速度違反による交通事故等に関し、我が国における発生状況及び諸外国における当該交通事故対策の現状を踏まえ、速度抑制装置の装着を始めとする今後の諸対策の在り方について検討を行うため、「最高速度違反による交通事故対策検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) 座長は、検討会の議事を整理する。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 議事の公表

座長は、検討会の終了後、速やかに、当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。また、一定期間経過した後に、当該検討会の議事録を作成し、検討会に諮った上で、これを公表する。

4 庶務

検討会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）において処理する。

5 その他

前各項に掲げるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

別紙

最高速度違反による交通事故対策検討会委員名簿

	日本自動車輸入組合 参与・技術部長	大庭 松雄
座長	日本大学理工学部機械工学科教授	岡野 道治
	社団法人 日本自動車販売協会連合会 交通環境対策室長	小越 幸雄
	社団法人 日本自動車連盟 交通環境部事業推進課長	斎藤 裕一
	社団法人 電子情報技術産業協会 インダストリ・システム部長	土屋 正壽
	社団法人 日本自動車工業会 安全・環境技術委員会 幹事会幹事長	長谷川哲男
	財団法人 交通事故総合分析センター研究部担当部長	三井 達郎
	株式会社 JAFMATE社 ウェイズ編集部編集長	吉岡 耀子
	内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）	
	警察庁交通局交通企画課長	
	法務省刑事局刑事課参事官	
	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長	
	経済産業省製造産業局自動車課長	
	国土交通省道路局地方道・環境課道路交通安全対策室長	
	国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課長	
	環境省水・大気環境局自動車環境対策課長	